

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 10 日

|        |                   |    |
|--------|-------------------|----|
| 公益社団法人 | 日 本 医 師 会         | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 産 婦 人 科 医 会   | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 小 児 科 医 会     | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 産 科 婦 人 科 学 会 | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 小 児 科 学 会     | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 小 児 保 健 協 会   | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 歯 科 医 師 会     | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 看 護 協 会       | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 助 産 師 会       | 御中 |
| 公益社団法人 | 日 本 栄 養 士 会       | 御中 |

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

台風第 9 号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害の被災者に  
係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいている  
ところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、市区町村あてに送付し、被災  
者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について、特段の  
配慮をお願いしているところです。

該当する妊婦が受診等した場合には、別紙を参考に適切に対応いただきます  
ようお願いいたします。なお、集団ではなく、医療機関において個別に乳幼児  
健康診査を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

あわせて、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくようお願いいたしま  
す。

## 医療機関の皆様へ

### 災害により被災された妊婦さんの 健康診査の取扱いについてのお知らせ

災害により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。
- ② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているため、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。